

令和7年度リモートワーク活動支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東青地域移住・交流サポート協議会が、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村からなる青森圏域連携中枢都市圏のエリア（以下「青森圏域」という。）に移住したリモートワーカー及びクリエイターを支援するため、当該リモートワーカー及びクリエイターに対し、当該年度の予算の範囲内でリモートワーク活動支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、良好なリモートワーク環境及び作品制作環境を形成し、本市への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- (1) リモートワーク ICTを活用して住居、コワーキングスペース等の勤務先以外の場所（個人事業主の場合であって、開業場所が本人の住居の場合は、当該住居を含む。）において働くことをいう。
- (2) クリエイター クラフト作家、ハンドメイド作家、画家、陶芸家など自身で制作した作品を販売する者をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号又は第2号に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、第3号から第5号までに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1の規定による支援金（以下「移住支援金」という。）の交付決定を受けている者であって、リモートワークを行うもの又はクリエイターであること。
- (2) 住民票上、前号該当する者と同一世帯の者であって、リモートワークを行うもの又はクリエイターであること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (4) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (5) 転入市町村税に未納の額がないこと。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び支援金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 支援金の額の算定に当たり、交付対象経費と同様の内容の手当が就業先から支給される場合は、当該支給額を交付対象経費の合計額から控除する。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金の交付決定後、令和7年度リモートワーク活動支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて東青地域移住・交流サ

ポート協議会に申請しなければならない。ただし、第3条第2号の要件に該当する者に係る申請は、同条第1号の要件に該当する者が併せて行うものとする。

(1) 個人情報確認同意書（様式第2号）

(2) リモートワーク、クリエイター申告書兼誓約書（世帯員用）（様式第3号）

(3) 出社、出店等交通費利用明細報告書（個人事業主の場合）（様式第4号）

(4) コワーキングスペース等利用明細報告書（様式第5号）

(5) 交付対象経費の支出を証明する書類

(6) その他会長が必要と認める書類

2 前項第1号の書類については、同一年度内に行う2回目以降の申請の際には、添付を省略することができるものとする。

3 支援金の申請は、移住支援金の交付決定日から令和8年2月20日までの間に、交付対象経費を支出する都度行うことができる。

（交付決定の通知）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、令和7年度リモートワーク活動支援金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、令和7年度リモートワーク活動支援金交付請求書（様式第7号）を会長に提出して請求するものとする。

2 会長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に交付を行う。

（報告及び立入調査）

第8条 会長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は立ち入り調査をすることができる。

（返還請求）

第9条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、リモートワーク活動支援金返還請求書（様式第8号）により、期限を定めて、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 第5条第1項に規定する支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）から2年6月を経過する日までの間に、転入した市町村から転出した場合

2 前項の規定による返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入した市町村から転出した場合

(2) 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入した市町

村から転出した場合 半額

(返還の免除)

第10条 支援金の交付を受けた者は、前条に規定する要件に該当するに至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、リモートワーク活動支援金返還免除申請書（様式第9号）に当該事情を証する書類を添えて返還の免除を申請することができる。

2 会長は、前項の申請があったときは、返還の免除の可否に係る決定内容をリモートワーク活動支援金返還免除承認通知書（様式第10号）又はリモートワーク活動支援金返還免除不承認通知書（様式第11号）により当該申請者に通知する。

(取扱方法)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

補助金等名称
・ 令和5年度青森市移住支援金（令和5年4月3日実施） ・ 令和5年度新しい働き方移住支援金（令和5年4月3日実施） ・ あおもり移住支援事業における移住支援金（令和3年6月29日実施） ・ 外ヶ浜町移住支援事業における移住支援金（平成31年4月1日実施） ・ 蓬田村移住支援事業における移住支援金（令和3年3月24日実施）

別表 2（第 4 条関係）

交付対象経費	支援金の額																
(1) 次のア、イにおける交通費であって、次の表に定める移動方法ごとの経費（自宅からＪＲ最寄り駅までのバス運賃、タクシー運賃及び鉄道賃を除く。）をいう。） ア リモートワークを行うものの出社等（本社等への出社、顧客との商談等で県外への移動に要する経費） イ クリエイターが自身の作品を発表、展示、販売するためのイベントなどへ出店（出展）する場合 <table><tr><th>移動方法</th><th>対象経費</th></tr><tr><td>主に鉄道</td><td>ＪＲ鉄道運賃</td></tr><tr><td>主に航空機</td><td>航空運賃</td></tr><tr><td>主に鉄道及び航空機</td><td>ＪＲ鉄道運賃及び航空運賃</td></tr><tr><td>主に高速バス</td><td>高速バス運賃</td></tr><tr><td>自家用車</td><td>自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び有料道路通行料</td></tr><tr><td>自家用車及び船舶</td><td>自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び船舶運賃（旅客運賃及び車両運賃をいう。）</td></tr><tr><td>上記のいずれにも該当しないもの</td><td>会長が必要と認めた経費</td></tr></table>	移動方法	対象経費	主に鉄道	ＪＲ鉄道運賃	主に航空機	航空運賃	主に鉄道及び航空機	ＪＲ鉄道運賃及び航空運賃	主に高速バス	高速バス運賃	自家用車	自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び有料道路通行料	自家用車及び船舶	自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び船舶運賃（旅客運賃及び車両運賃をいう。）	上記のいずれにも該当しないもの	会長が必要と認めた経費	交付対象経費の合計額の 2 分の 1 の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、又は 36 万円のいずれか低い額とする。
移動方法	対象経費																
主に鉄道	ＪＲ鉄道運賃																
主に航空機	航空運賃																
主に鉄道及び航空機	ＪＲ鉄道運賃及び航空運賃																
主に高速バス	高速バス運賃																
自家用車	自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び有料道路通行料																
自家用車及び船舶	自家用車の燃料又は電気代（移動距離 1km 当たり 37 円を上限とする。）及び船舶運賃（旅客運賃及び車両運賃をいう。）																
上記のいずれにも該当しないもの	会長が必要と認めた経費																
(2) コワーキングスペース等利用料（市内コワーキングスペース、シェアオフィス等の個人利用に係る入会金、ワーキングスペース・貸会議室スペース等の会費及び設備利用に係る経費をいう。） (3) クリエイターが制作活動や講座を行うために利用するスタジオ、アトリエ等利用料																	